

主な高齢者福祉サービスを紹介します

☎ 社会福祉課 ☎ 43・6809

市では、高齢者の皆さまがいつでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、在宅福祉サービスの充実を図っています。介護保険サービス以外の高齢者福祉サービスの一部をご紹介します。

ひとり暮らし老人等火災警報器購入助成事業

ひとり暮らし等の高齢者が寝室に火災警報器を購入設置したとき1軒につき1個まで2,500円を上限として助成します。

- 対象者 75歳以上の高齢者のみの世帯
- 火災警報器の種類 検定品マーク又はNSマークのついた煙感知器

赤穂市ホームヘルプサービス

日常生活が困難になった時、掃除や買い物などの家事援助についてのみ、赤穂市ホームケアセンター(☎42・3376)のヘルパーを派遣し、その利用料金を助成します。(週2回、1回1時間が限度)

- 対象者 日常生活を営むのに支

障がある65歳以上のひとり暮らしの人、又は高齢者だけの世帯で、いずれも介護保険の対象とならない人

生きがいデイサービス

万寿園で、毎週1回、健康チェック、入浴、レクリエーションを行います。作業療法士による簡単で楽しい体操や、歌や楽器を用いた音楽療法も行っています。

- 対象者 介護保険の対象とならない65歳以上の人
- 利用者負担 1回250円(昼食代は別途実費)

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊高齢者に携帯電話と同じくらい大きさの機器を身につけていただき、居場所が不明になった場合、その居場所を家族に伝え、事故防止を図ります。

- 対象者 市の認知症老人台帳に登録されている人
- 利用者負担 毎月の基本使用料

そこで、生活にゆとりができたときは、免除等の承認を受けてから10年以内であれば、後から保険料を納付することができます。(追納といいます) ただし、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の分を追納するときは、当時の保険料に加算額がつきます。

●毎年、所得の申告は忘れずに！

保険料免除、納付猶予、学生納付特例は、審査対象者(本人・配偶者・世帯主)の所得を基準としていますので、所得の申告は忘れずに行ってください。 未申告など、所得が確認できない場合は、審査前に申請書が返送されることもあります。

国民年金掲示板

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

保険料の納め忘れのある人へ～後納制度をご利用ください

国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付できませんでしたが、平成27年10月から平成30年9月までは、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することができます。(後納制度といいます) 後納制度を利用することにより、年金額の増額や受給資格期間(10年)を確保することができる場合があります。

詳しくは姫路年金事務所(☎079・224・6382)へお問い合わせください。

●「追納」をおすすめします！

保険料免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間は、保険料を納めた場合よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

例) 2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます。

市老連だより いまいき赤穂 No.30

御崎地区老人クラブ連合会

しめ縄と茅の輪作り

御崎老人クラブ光和会は、『健康・友愛・奉仕』の精神の基に、年間を通じていろいろな奉仕活動に取り組んでいます。

瀬戸内海国立公園に位置し、風光明媚な赤穂御崎にある伊和都比売神社においても、いろいろな行事を行っています。

昨年の12月には、お宮のしめ縄作りと境内の掃除を、今年の1月には、お宮のもちつき、とんど作りを、さらに6月29日には輪越し祭りの茅の輪作りと境内の清掃等を行いました。当日は雨上りで蒸し暑い中、約40名が参加し、手分けして作業にはげみました。

青々とした茅の輪が完成し、境内に飾られると、すがすがしい気分となり、蒸し暑さもふき飛びました。準備も完了し、無事に6月30日の「大祓」の神事を迎えることができました。

しめ縄と茅の輪が会うのは、年に一度のこの日だけです。これをもって、正月からの半年間の罪やけがれをはらい清め、次の半年の無病息災を祈ります。

昔の人は(神様は?)すばらしい儀式を考案してくれたものです。ありがとう!!

御崎地区 寺本幸治



540円(その他に位置情報提供料金、現場急行料金が利用した場合に別途必要)

ひとり暮らし老人等緊急通報システム(安心見守りコール)

ひとり暮らしの高齢者等が急病や事故などの緊急時に、受信センターに通報できる装置を設置します。

- 対象者 おおむね65歳以上の擁護を要するひとり暮らしの人等
- 利用者負担 所得税課税世帯は、設置時に12,600円負担。その他利用にあたって必要な経費を負担。

高齢者福祉についての相談窓口

高齢者福祉についてのご相談は、総合相談窓口となる「赤穂市地域包括支援センター」のほか、各中学校区に1カ所ずつ設置されている「在宅介護支援センター」でも受け付けています。

また、社会福祉課いきが福祉係でも相談に応じていますので、気軽にご相談ください。

●地域包括支援センターとは

高齢者の人が住み慣れた地域で安心して暮らせるようさまざまな相談に応じ、必要な援助や支援を総合的に行う機関です。

保健・福祉・医療・介護など、どこに相談していいかわからない場合も、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

●在宅介護支援センターとは

地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関するさまざまな相談を受けるほか、各種保健、福祉サービスの情報提供や連絡調整等を行います。 また、高齢者の実態把握や介護予防教室の開催など、地域に根ざした高齢者福祉の拠点としての役割を担っています。

相談機関名	担当地区	電話番号
赤穂市地域包括支援センター	市内全域	42・1201
在宅介護支援センターはくほう	赤穂・城西地区	45・1114
在宅介護支援センターやすらぎ	塩屋・西部地区	43・6424
在宅介護支援センターしおさい	尾崎・御崎地区	42・0519
在宅介護支援センターいきしま	坂越・高雄(一部)地区	46・8182
在宅介護支援センター千種の苑	高雄(一部)・有年地区	49・2887